

国自旅第53号の2
令和5年5月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局長
(公印省略)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針等通達の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長
あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会
員に対して周知されたい。